

【別紙】V. 試算結果 Q2「グラフに段差ができるのはなぜですか。」

A. 当サイトでは、在職老齢年金、在職時改定、退職時改定、繰り上げ支給、繰り下げ支給を考慮して試算しているため、試算グラフに段差が生じたり低くなったりする場合があります。具体的な例として、下記の試算条件で試算した場合の試算グラフを示します。また、試算グラフの各段差ができる理由を右記の表に示します。

【試算条件(例)】

利用者: Aさん(1968年5月20日生まれ、最終記録: 厚生年金)
 アドホック方法: 60歳以上の二次元コードを利用してアドホック
 操作内容: TOP画面で生年月日を入力後、試算するボタンを押下し、試算結果画面へ遷移。
 スライダーバーを以下のようにそれぞれ動かす。
 ・「就労完了年齢」: 60歳から71歳へ変更
 ・「支給開始年齢」: 65歳から60歳へ変更



対象	改定制度	概要	年金見込み額試算式
①	繰り上げ支給 在職老齢年金	60歳からの繰り上げ支給により、未達の支給開始年齢である65歳から5年間分(▲24%)減算されて支給されます。 また、在職老齢年金制度により老齢厚生年金について、入力された年取に基づき、就労期間が終了する72歳(71歳12ヶ月)までの間、在職支給停止が適用された支給額が支給されます。	老齢厚生年金(60歳になる前月までの在職年月)×繰り上げ率-在職支給停止額
②	65歳到達時の改定 在職老齢年金	繰り上げ支給における65歳到達時の改定により、65歳到達時点で年金額の改定が行われて、その時点までに未反映の加入実績が支給額に反映されます。 また①と同様に、在職老齢年金制度により、在職支給停止が適用された支給額が支給されます。	老齢厚生年金(65歳になる前月までの在職年月)×繰り上げ率-在職支給停止額 ※60歳~64歳の厚年期間に対する老齢厚生年金には、繰り上げ率が乗算されません。
③	在職時改定 在職老齢年金	在職時改定により、在職中の老齢厚生年金の受給者に対して、65歳~69歳の間において年1回の年金額の改定が行われて、その時点までに未反映の加入実績が支給額に反映されます。 また①と同様に、在職老齢年金制度により、在職支給停止が適用された支給額が支給されます。	老齢厚生年金(66歳※になる前月までの在職年月)×繰り上げ率-在職支給停止額 ※67歳~69歳についても同様の試算式が適用されます。 ※60歳~69歳の厚年期間に対する老齢厚生年金には、繰り上げ率が乗算されません。
④	退職時改定/70歳到達時の改定 在職老齢年金	退職時改定/70歳到達時の改定により、厚生年金の被保険者期間上限は法律上70歳であるため、70歳到達時点(被保険者資格喪失時点)において年金額の改定が行われて、その時点までに未反映の加入実績が支給額に反映されます。 また①と同様に、在職老齢年金制度により、在職支給停止が適用された支給額が支給されます。	老齢厚生年金(70歳になる前月までの在職年月)×繰り上げ率-在職支給停止額 ※60歳~69歳の厚年期間に対する老齢厚生年金には、繰り上げ率が乗算されません。
⑤	在職老齢年金の適用解除	72歳時点では、在職老齢年金の適用が解除され、在職支給停止額が加算された支給額が表示されています。	老齢厚生年金(72歳になる前月までの在職年月)×繰り上げ率 ※60歳~71歳の厚年期間に対する老齢厚生年金には、繰り上げ率が乗算されません。